4 住み続けたいと思える生活環境を整える

[基本方向]

○ 住民の方々が地域で安心して暮らすためには、必要なサービスができるだけ身近に提供されるなど、 そこに住み続けたいと思える生活・定住の環境づくりが大切であり、低下するコミュニティ機能の再構築 を図るとともに、ITの積極的な活用など、医療・福祉をはじめ、買い物や教育環境、地域交通の確保、 災害等の対応といった、様々な分野におけるサービス機能の確保に向けた取組を推進します。

[政策目標]

※指標の設定について今後検討

(1) 協働によるまちづくりとコミュニティの再構築

【これまでの取組】

・ 道内3地域におけるモデル事業の実施など、地域の主体性に基づく集落対策を推進するとともに、人口減少・高齢社会における持続可能な地域づくりに向け、多様な主体が担う役割や協働の重要性などを示した「成熟社会総合フォーラム」の提言内容の普及啓発や、まちづくりの取組と低炭素化・域内循環などの取組を連携することにより持続可能で質の高い暮らしの場をめざす「次世代北方型居住空間モデル構想」の推進、NPO 法人など道内各主体との協働の取組、さらには、様々な分野における IT の利活用の促進に向けた取組などを進めています。

【課題】

- ・ 人口減少・高齢化の進行により、コミュニティ機能の低下が指摘される中、地域社会を持続可能なものとするためには、住民の自治への積極的な参画を促し、多様な主体による地域の実情に応じたまちづくりとコミュニティの再構築につなげていく必要があります。
- ・ コミュニティの再構築に当たっては、地域住民の発意と主体的な取組に基づき、身近で小さなコミュニティを築き、それら多様なコミュニティを重層的に連携させていくことが必要です。
- ・ まちづくりに関しては、道内のいくつかの地域において、暮らしに必要な諸機能が近接するコンパクトシティを目指した取組が進められている一方、広域分散型で農山漁村が多い本道においては、都市機能の集約化が難しい地域もあることから、地域の実情に応じたまちづくりの方向性を行政と住民が共に考えていく必要があります。
- ・ 地域の暮らしを維持していくための身近なまとまりである集落については、平成 25 年、道内 3,747 集落のうち、603 集落において高齢化率 (65 歳以上の人口が総人口に占める割合) が 50% を超え、さらに 2,465 集落において 55 歳以上の割合が 50%を超えていることから、10 年後には 高齢化率が 50%を超える集落の大幅な増加が見込まれており、現在、一部の集落で生じている日 常生活の相互扶助や空き屋の増加などの様々な問題が、多くの集落へ拡大していくことが懸念され、その対応が必要となっています。
- ・ また、広域分散型の地域構造を持つ本道においては、IT により、生活関連サービスやコミュニティ機能の維持を図ることが有効であり、情報通信基盤の地域格差の解消と、IT の利活用を更に幅広い分野に広げていく取組が求められています。

【今後の取組の方向性】

- 住民との協働による地域づくり
- ・ 住民など多様な主体と行政が協働し、地域力を高め、持続可能な地域のあり方を考え、共に地域づくりを進める取組を促進します。
- 地域特性に応じたソーシャルビジネスの創出

地域特性に応じた社会的課題解決に向けたビジネスモデル創出の検討を行います。

■ 持続可能なまちづくりの推進

・ 人口減少社会の到来など都市を取り巻く環境が変化する中、地域の実情や特性に応じ、コンパクトなまちづくりに向けた取組などを進めます。

■ 地域を担う人材の発掘と育成

・ 住民が主体的に関わる集落対策の推進によるコミュニティの維持や高齢者の見守りの仕組みづくり、そうした地域主体の取組、NPO法人などによる市民活動、次世代を担う人材の発掘と育成を進めます。

■ 地域を支えるIT利活用の促進

・ 住み慣れた地域で安全・安心で快適な暮らしができるよう、IT 利活用とそのために必要な情報 通信基盤の整備を促進します。

<事例紹介>

■コンパクトなまちづくりの事例(夕張市)



○「安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆうばり」の実現のために、「夕張市まちづくりマスタープラン」において、生活の安全性や利便性の確保と自然環境との共生を目指し、低密度な分散型市街地からコンパクトなまちづくりを推進する旨を記載し、都市構造の再編に取り組んでいる。

○道営住宅においても、市との連携のもと、既存住宅の再配置により、協働で地域の公営住宅再編整備を進めている

<事例紹介>

■支え合いながら、愛着のある地域で暮らす《納内地域集落対策協議会 (深川市)》

深川市納内地区では、人口流出に伴う空き家の増加や、農村部に住む離農した高齢者世帯の支援などの課題解決に向け、地域住民が中心となって、納内地域集落対策協議会を設立し、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを基本に、地域に活力を生み出し、お互いに助け合って、安心して暮らしていくための取組を展開している。

〇子どもから、学生、お年寄りまで気軽に立ち寄れるサロン「なごみ」

平成26年9月に、協議会は、納内市街地にある商工会議所納内支所を改修し、地域の交流拠点としてサロンを開設。運営に当たっては、納内地域で活動している3つのボランティア組織の協力を得て、軽食や飲み物を提供し、子どもから、学生、お年寄りまで、地域住民の憩いの場となっている。

今後は、コンサートや講演会などのイベントを開催し、「なごみ」の名にふさわしい、より気軽に立ち 寄れるサロンをめざしていく。

〇買い物や通院が不便な農村部から利便性の高い市街地への集住

平成25年8月のアンケート調査で、市街地への転居に関心のある農村部に住む高齢者世帯が約2割いることが明らかとなった。納内市街地は、人口減少により空き家が増えたことから、協議会では、こうした空き家を有効活用して、農村部に住む高齢世帯を利便性の高い市街地に住んでもらう取組に着手し、具体的な住み替えの意向調査や先進事例の調査なども行い、平成26年1月から、市街地にある空き家をリフォームした冬期間の住み替え体験「集住」に取り組んでいる。

(2) 医療・福祉サービスの確保

【これまでの取組】

・ 医育大学生への奨学金の貸与やドクターバンクによる常勤医師の紹介など地域に必要な医療従事者の養成・確保、ドクターへリの導入や運航圏の拡大など救急医療体制の充実、地域包括支援センターの整備などによる高齢者が健やかに暮らす地域づくりを目指した取組を進めています。

【課題】

- ・ 道内においては、札幌圏に全道の医師の約半分が集中しており、人口 10 万人に対する医師数 を第2次医療圏別に見ると、上川中部と札幌を除く全ての地域が全国平均を下回っているなど、 医師の地域偏在が著しい状況にあります。
- ・ 地域に必要な医師の養成・確保の問題と合わせて、今後、人口減少と高齢化の進行により、地域においては、医療や介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者が増加するなど、人口動態の変化に伴う医療・介護需要の変化への対応が求められ、また、地域で安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、母子保健サービスや医療の提供体制の充実を図る必要があります。
- ・ さらに、高齢者人口については、札幌市では、2010年の約39万3千人が2040年に約68万4千人になると推計されているなど、札幌圏などの都市部で高齢化が急速に進行するのに対し、他の多くの地域は2020年~2030年をピークに高齢者数が減少に転じるものと見込まれています。
- ・ こうしたことから、都市部において高齢化の進行により介護ニーズが高まるため、介護の担い 手となる若年層の都市部への流出に一層拍車がかかり、地方における介護サービスの維持が困難 になることが懸念されることから、人口動態の変化を見据えた介護人材の育成・確保・定着に向 けた取組を進める必要があります。

【今後の取組の方向性】

■ 人口動態を踏まえた医療提供体制の整備

- 長期的な視点での高齢者人口の将来推移や都市部と地方での医療需給を見据え、医療提供体制 の検討を進めます。
- ・ 本道の広域性に配慮しながら、地域における出生数や小児人口の推移を見据え、母子保健サービスや周産期医療、小児医療等の提供体制の整備を進めます。

■ 医療従事者の地域偏在の解消

・ 医育大学の地域枠の活用や地域医療を支える公的医療機関等への医師派遣の強化や看護師をは じめとする医療従事者の確保に努めます。

■ 介護人材の確保等と高齢者を地域で支える仕組みづくり

・ 都市と地方の介護ニーズを見通しながら、介護人材の育成・確保・定着を図る取組を進めると ともに、地域の実情に応じた高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

■ 共生の場づくりの推進

・ 高齢者、障がい者、子どもなどの地域住民が一緒に利用し、必要なサービスを受けたり、コミュニティ活動などを行う共生の場づくりを推進します。

■小規模多機能型居宅介護事業所を中核とした地域コミュニティの推進(美瑛町)

「取組の概要]

美瑛町では、市街地に集中している通所などのサービスを、効率的に町内に分散・展開することにより、 介護サービスを必要とする方々が、それぞれの選択に基づいて住み慣れた地域での生活が可能となるよう に、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を平成18年度より計画的に実施。

[取組の特徴]

東京23区に匹敵する広い町内に4つの圏域を設定し、市街地に2施設、その他の各圏域に1施設ずつ、計5施設を地域で展開している。

小規模多機能型居宅介護事業所の整備にあたっては、「住民との協働による支え合う地域づくりの推進」の 基本方針のもと「開設準備室」は住民によって構成し、計画段階から住民意見を深く反映させた。

また、開設後も住民が参画する「運営推進会議」において事業所のあり方や地域との関わりが議論され、小規模多機能型居宅介護事業所を中核とした地域コミュニティの推進を図っている。

「取組の成果]

小規模多機能型居宅介護サービスが果たしてきた役割を考えると、自宅や地域を離れて介護サービスを利用するよりも、自宅に居ながらにして介護サービスを利用することができれば、大切にしてきた自宅や畑とも離れずに済む暮らしを手に入れることができること、そうした支援が現に可能となっていることが浸透した結果、平成24年8月の調査では、町内の特別養護老人ホームへの入所を希望する待機者に変化が現れ、早期の入所を希望しない状況となっている。





(3) 買い物の利便性の確保

【これまでの取組】

- ・ チャレンジショップやコミュニティサロンの設置などの地域商業活性化のモデル的な取組や中 心市街地活性化法等の活用などによるまちのにぎわいの再生を支援しています。
- ・ 地域づくり総合交付金による巡回販売等の買い物支援に取り組む市町村への支援や集落における買い物支援などに取り組んでいます。

【課題】

- 地域においては、人口減少・高齢化が進む中、道内小売業の事業所数は、ここ 10 年間で約4 割減少(H9:27,535→H19:17,066)しているほか、来街者の減少による商店街の空き店舗等率は 減少傾向(H24 13.7%→H26 13.2%)にあるものの依然として高い水準となっており、地域の暮ら しを支える食料品や日用品などを販売する商店等の維持が課題となっています。
- ・ また、商店数の減少、店舗立地の郊外化、路線バスなどの公共交通サービスの縮小などにより、 食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々、いわゆる「買い物弱者」の存在が問題となっています。
- ・ 地域においては、商店街やNPO、民間企業などが買い物支援サービスを実施してきていますが、 採算の確保等の面で課題を抱えている事例も多く、効率よくサービスを継続するためには、地域 の実情に応じて、行政と民間の連携による取組や複合的な支援サービスを検討する必要がありま す。
- ・ 農林水産政策研究所の「食料品アクセスマップ」調査によると、車をもたない者や高齢者などの「買い物弱者」が、道内では1割に達する状況となっています。今後、人口減少・高齢化が更に進み、地域内の消費の減少などに伴い、「買い物弱者」の増加や地域コミュニティへの影響の拡大が懸念されることから、地域の実情に応じて、こうした買い物環境の変化への的確な対応を図る必要があります。
- ・ 人口減少や高齢化の進行に伴い、集落においては、生活必需品の買い物などが困難となっている地域が存在し、こうした集落の課題解決に向けた取組を進める市町村への支援が求められています。

【今後の取組の方向性】

■ 商店街や中心市街地の魅力や機能の充実

- ・ 人口減少社会の更なる進行を見据え、地域商業の実態に応じた商店街の魅力づくりやにぎわい の再生に向けた自主的な取組を促進します。
- 中心市街地に人が集うような機能の充実を図ります。

■ 多様な手法による買い物弱者の支援

- ・ 地域によって買い物弱者を巡る事情は様々であることから、地域の関係者などに先進的な取組 事例や支援策を紹介します。
- ・ 関係者の連携により、宅配や移動販売、買い物送迎バスの運行といったサービスの提供を促進します。

■デジタルタッチペンを活用した買い物代行(黒松内町)

後志管内黒松内町にある「NPO法人ひまわり」では、 町からの補助を受け、町内に住む高齢者のみの世帯や障が い者のいる世帯を中心に買い物を代行し、自宅に届ける事 業に併せて、高齢者等の安否確認や見守りサービスを実施 している。



【買い物支援の流れ】

- □利用者が在宅にて、買い物専用紙にデジタルペンで購入希望商品を記入する。
- □記入したデータが、インターネットでNPO法人ひまわりの事業所内に送られる。
- □担当スタッフが内容を確認し、必要に応じて電話確認を行う。
- □担当スタッフが、地域内の協力事業者で購入希望商品を購入し、配達する。

【現在は、電話、FAX での申込みも受け付けている】

<事例紹介>

■移動販売車で集落に生鮮食料品を提供する「買い物カーゴ」 合同会社 フカイチフーズ(深川市)

深川市の株式会社 深川地方卸売市場は、集落にある店舗が来店客の減少によって、閉店したり、 生鮮食料品を扱えなくなるという課題を解決するため、別会社を立ち上げて移動販売車による生 鮮食料品の販売に取り組んでいる。

○移動販売車「買い物カーゴ」による集落住民の買い物支援

深川地方卸売市場は、「地域の店は情報交換の場、その役割が失われないようにしたい、集落の お年寄りにも新鮮な魚を提供したい」という思いで、合同会社「フカイチフーズ」を設立し、冷 蔵庫付きの移動販売車で生鮮食料品を集落の店舗の店先などで販売している。

販売エリアは、深川市のほか、北空知管内の妹背牛町、北竜町、沼田町、秩父別町と、上川管内の幌加内町。2台の移動販売車で、魚や肉、野菜・果物など集落の商店で扱っていない生鮮食料品をその店先で販売することにより、商店への来客を促すとともに、集落の買い物の不便さを解消している。

(4) 教育の環境づくり

【これまでの取組】

- ・ 子どもたちの学力や健全な心身を育む取組や、魅力ある高校づくりの推進、グローバル人材の 育成、学校と地域の連携などに向けた取組などを行っています。
- ・ 教育条件の維持や、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減等を図るため、私立学校等の経常 費に係る助成等を実施しています。
- ・ 生涯学習推進センターにおける道民への学習機会の提供や青少年リーダーの育成など、社会教育活動の推進に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 子どもを生み育て、定住を進める上で、地域における教育環境は大変重要であり、とりわけ、 子どもたちの学力や健全な心身を育む学校教育は、人口減少下にあっても、それぞれの地域の実 情に応じて適切にその役割を発揮していく必要があります。
- ・ 小中学校については、地域ごとの人口等の状況にかかわらず、全ての子どもたちが、基礎的な 学力や健全な心身、望ましい生活習慣を身につけることができる環境づくりが必要であり、また、 少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応や、将来、子どもたちが地域に戻 り、地域を支える人材を育成する観点などから取組を進める必要があります。
- ・ 高校については、生徒一人一人の個性と多様な能力の伸張を図るとともに、生徒の興味・関心 や進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを進めることが大切であり、本道を支える地域産業と 連携した実践的な教育の充実、地域における教育水準の維持を図る必要があります。
- ・ 地域の「知の拠点」である大学等は、学習機会の地域間格差の解消や地域を支える人材の育成など地域を活性化させる役割が期待されますが、少子化による18歳人口の減少に伴い、今後、高等教育機関相互の競争が一層活発化することが予想されます。
- ・ 人口減少問題についての認識を広く共有していくためには、大人だけではなく、子どもたちにも理解してもらう必要があり、将来を担う子どもたちが北海道の現状と将来起こりうる問題を理解するための機会を設けることが必要です。
- ・ 地域において、自ら学習に取り組もうとする機運の高まりを感じている住民の割合は30%に満たない状況にあり、地域を担う人材を育成していくため、地域全体で子どもの多様な可能性を引き出し、また、住民の方々の幅広い能力の向上に向けて、学習機会を積極的に提供する社会教育の充実を図る必要があります。

【今後の取組の方向性】

① 学校教育の一層の充実

■ 小中学校

- ・ どこに住んでいるかにかかわらず子どもたちの教育環境の充実が図られるよう、学校、家庭、 地域が一体となった教育を推進します。
- ・ 児童生徒が多様な教職員や児童生徒とかかわる機会を増やす観点から長期的視野で児童生徒を 育成する小中一貫教育などを支援します。
- ・ ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりにかかわり、ふるさとに生きる自覚を育む教育を進めます。

■ 高校

- ・ 地域の産業や文化、環境など地域の特色を活かした教育やITを活用した教育を推進します。
- ・ 地域の教育水準を維持しつつ、子どもたちの能力・適性や進路希望等に応じた教育を受けられ

る環境づくりに取り組みます。

・ 私立の幼稚園、小中学校を含む道内私立高等学校等の運営などへの支援を行います。

■ 大学

・ 地域の活性化に貢献している大学等が今後もその役割を果たせるよう、大学等への財政的支援 を国に対して要望します。

② 様々な学習機会の提供による社会教育の充実

・ 地域の関係者、道などが連携・協力し、地域の歴史や文化、産業などの知識の習得をはじめ、 様々な学習ニーズに対応して学習機会を提供し、子どもたちや住民の方々が、自らの今後の生き 方や地域の魅力・あり方を考え、地域活動や産業の担い手などとして成長し活躍していけるよう、 社会教育の充実に取り組みます。

(5)交通ネットワークの確保

【これまでの取組】

・ 乗合バス事業等の運行費に対する補助や地域づくり総合交付金によるデマンド交通導入に取り 組む市町村への支援、離島航路・航空路の維持など地域交通の確保に向けた取組を行っています。

【課題】

- ・ 今後、人口減少・高齢化が一層進行し、現在、自家用車を主な交通手段としている人々が、車の利用を控えたり、利用そのものが困難になる状況も予想される中、日常生活圏が広範囲に及び、公共交通サービスの提供が十分ではない地域においては、極めて不便な状況に陥ることが懸念されます。
- ・ 過疎化の著しい集落においては、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足などの問題が深刻化しており、集落機能の維持・確保の観点からの地域交通確保も大きな課題となっています。
- ・ こうした厳しい状況の中で、道民の安全・安心の暮らしを支え、活力ある地域を持続していく ため、地域の社会経済活動や通院、通学など日常生活を支える地域交通の安定的・継続的な確保 に向け、地域の実情に応じた交通ネットワークを維持・確保するための総合的な対策を進める必 要があります。

【今後の取組の方向性】

■ 生活交通の維持・確保

・ 地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス路線などを維持・確保するため、国や市町 村との役割分担のもと、必要な支援措置について検討・取組を進めます。

■ 地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・確保

・ 集落の維持・活性化に資するコミュニティバス、デマンドバスの導入や、離島航路・航空路の 維持、広域交通ネットワークの確保、道路施設の適切な維持管理や冬期間の除排雪などの取組を 促進します。

(6)防災・防犯など暮らしの安全・安心の確保

【これまでの取組】

- ・ 洪水や土砂災害などに備えた防災施設整備や、道路、河川等の維持管理等を実施するとともに、 自主防災組織結成のための支援や、地域防災マスター育成のための認定研修会、フォローアップ 研修会の実施、ほっかいどう防災教育協働ネットワークへの参画を促進しています。
- ・ パトロールの強化や地域と連携した各種防犯活動の推進、「安全・安心どさんこ運動」の展開などによる、地域における防犯や交通安全対策などの取組を実施しています。

【課 題】

- ・ 地域防災体制を強化するためには、地域において住民が相互に助け合う共助が重要であること から、地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成のための支援により、市町村における共助 の体制整備の強化を図る必要があります。
- ・ 高齢化が進む中で災害弱者の増加が見込まれる一方、自主防災組織などの担い手の減少や地域 コミュニティの希薄化などにより、地域における防災力の低下が懸念されており、今後、地域防 災力の強化に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 近年、多発している地震等の自然災害を踏まえ、道民の安全で安心な暮らしを確保するため、 防災施設整備をはじめ橋梁の耐震化や道路防災総点検による危険箇所の解消など、防災・減災に 資する道路施設の整備事業を推進する必要があります。
- ・ 橋梁をはじめとした多くの公共土木施設は高度経済成長期以降に建設されたため、今後、急速 に老朽化が進行することから、長寿命化計画等に基づいた計画的な補修・更新を推進する必要が あります。
- ・ 平成 25 年の刑法犯認知件数は 41,066 件と 11 年連続で減少し、交通事故死亡者数はピークで ある昭和 46 年の 889 人の約 1/5 まで減少していますが、今後、犯罪や事故の被害を受ける高齢者 の増加が懸念され、その対応が必要となっています。

【今後の取組の方向性】

■ 適切な役割分担による防災体制の構築

・ 行政による「公助」の充実はもとより、地域防災力の向上に向け、道民一人ひとりや事業者が 自ら取り組む「自助」、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」 が効果的に推進されるような防災体制を構築します。

■ 防災教育の推進

・ 防災教育が地域のあらゆる場面で展開されるよう、関係機関との連携等により、多様な担い手による取組を進め、対象や手法を拡大していきます。

■ 北海道の強靱化の推進

・ 「国土強靭化計画」に基づき、建築物や橋梁、港湾、上下水道、廃棄物処理施設といった重要 インフラの耐震化等に加え、土砂流出等の山地被害を防護する森林の保全や農地の国土保全機能 を維持するなど二次災害の抑制の視点を踏まえた事前防災対策を計画的に進めます。

■ 地域力の向上による防犯体制づくり

- ・ 地域コミュニティの力を高め、行政と地域住民等の連携・協働により犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。
- ・ 防犯意識の普及啓発などによる自主防犯活動の取組や、総合的な犯罪抑止対策、交通安全運動 の推進、関係機関との連携による消費者被害の発生・拡大の防止などに取り組みます。

5 北海道らしさを活かして人を呼び込み・呼び戻す

[基本方向]

○ 他地域からの人口の流入促進や地域の活性化を図るためには、地域への積極的な人の呼び込み、 転出者の呼び戻しが必要であり、観光振興等による交流人口の拡大や企業誘致、Iターン・Uターンを含む移住・定住の促進策などを推進します。

[政策目標]

※指標の設定について今後検討

(1) 交流人口の拡大

【これまでの取組】

- ・ 国際会議等の誘致、道内で暮らす外国人との共生環境づくり、新千歳空港や道内空港の機能強化、北海道新幹線の建設促進、安全で円滑な道路網整備の推進、港湾機能の強化などに取り組んでいます。
- ・ 国内外に向けた観光プロモーションの実施や、魅力ある観光地づくり、農業・農村の特色ある 地域資源を活かした都市と農村の交流事業などの取組を進めています。

【課題】

- ・ 豊かな自然環境や景観、新鮮で安全・安心な食など各地域が有する魅力を活かした観光振興などにより交流人口を拡大し、域外需要の取り込みと地域の活性化を図る必要があります。
- ・ サミット開催により高まった知名度や開催ノウハウを十分活かしながら、引き続き国際会議等 を本道に誘致するとともに、外国人が安心・安全で暮らしやすい環境づくりに努め、地域の活性 化や国際化を図る必要があります。
- ・ 高規格幹線道路等の整備の進展や北海道新幹線の開業、北東アジア等との航路・航空路の拡充 などといった好機を活かし、全道各地にその効果を波及させるため、新千歳空港や道内空港の機 能強化、北海道新幹線の建設促進、港湾機能の強化などに引き続き取り組むとともに、空港や新 幹線駅からの二次交通ネットワークの構築や道内の観光地をつなぐ交通ネットワークの充実に より、交流人口の増加を図り地域の活性化につなげていく必要があります。

【今後の取組の方向性】

■ 地域特性を踏まえた効果的な誘客の促進

- ・ 観光客の誘客はもとより、特色ある文化など地域資源を活かした都市と農村の交流促進や教育 旅行、スポーツ大会・合宿、国際会議等の誘致など幅広い視点で誘客促進を図ります。
- ・ 複数市町村や圏域での連携を促進することにより、効果的な交流人口の拡大に向けて取り組みます。

■ 交流人口の拡大を支える交通基盤の整備

・ 北海道新幹線の建設促進、新幹線駅を起点とした二次交通ネットワークの充実、空港・港湾機能の充実、高規格幹線道路等の整備を促進します。

(2) 北海道の強みを活かした企業誘致 (再掲)

【これまでの取組】

・ 知事によるトップセールスをはじめとする企業訪問や北海道産業振興条例による企業立地促進 を図るための助成などを通じ、自動車や電気・電子産業に加え、本道に立地優位性がある食関連 産業、環境配慮型データセンターやオフィスの誘致などに取り組んでいます。

【課題】

- ・ 震災以降の企業のリスク分散の動きが活発化する中、本道の自然災害リスクの低さや冷涼な気候、地域の豊富で良質な資源といった、本道の優位性を活かした企業誘致に取り組んでおり、企業立地件数は、リーマンショックの影響を受けた平成21年度の44件を底に、22年度は49件、23年度は62件、24年度は73件、25年度は84件と回復傾向にあります。
- ・ 今後は、首都圏等との同時被災リスクが少ないといった本道の優位性や、食やエネルギー等の本道が有する多様な強みを活かし、地域特性に応じた企業誘致に積極的に取り組むとともに、誘致企業と道内企業との取引機会の拡大などを促進していく必要があります。

【今後の取組の方向性】

■ 本道の資源や自然災害リスクの低さなどを活かした企業誘致の推進

・ バックアップ拠点構想を踏まえ、冷涼な気候、地域の豊富で良質な食資源、自然災害リスクの 低さなどの本道の優位性を訴え、本社機能やコールセンターをはじめとするオフィスの移転、生 産拠点の誘致などに取り組みます。

■ 地域と連携した企業誘致活動の展開

・ 道内各地域への企業立地に向け、市町村と連携を図りながら、廃校舎などの地域資源の掘り起こし、食やエネルギーなどを活用した提案型の企業誘致活動を展開します。

■ 道内企業との取引機会の拡大

・ 誘致企業に対して、道内企業がこれまでに蓄積したノウハウや技術力をアピールすることなど により、取引機会の拡大などを促進します。

(3) 居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進

【これまでの取組】

- ・ 北の大地への交流・定住促進事業として、移住体験モニター事業や地域おこし協力隊の定住化 支援などを進めてきています。
- ・ U・I ターンの促進のため、インターネットを活用した道内の求人情報の提供や、首都圏の転職イベント等における企業情報の提供などの取組を行っています。

【課 題】

- ・ 道内市町村が実施する体験移住「ちょっと暮らし」の利用者数は、平成 18 年の 417 人から平成 25 年度は 2,264 人に年々増加するなど、地域における移住・交流に係る取組は拡大しています。今後、移住・定住を効果的・効率的に促進していくためには、市町村や民間企業等と連携の上、恵まれた自然や首都圏等に比べて低い住宅費等の生活コストなど、本道の居住環境の魅力を活かした情報発信とともに、移住者が将来的にもその地域に住み続けていくため、安定した収入が得られる雇用の場を確保することが重要です。
- ・ 都市住民が地域で活動する地域おこし協力隊員数も年々増加し、25年度までに延べ363人となっています。今後は、地域おこし協力隊制度の更なる活用や活動終了後の地域への定住促進を図る必要があります。
- ・ 地域の産業を支える人材の確保を図るためには、道内の求人企業情報やマッチング機会の提供など、U・I ターン人材の誘致に向けた継続的な取組が必要です。

【今後の取組の方向性】

■ 官民連携の強化による取組推進

・ 民間機関である「NPO 法人住んでみたい北海道推進会議」や市町村で構成する「北海道移住促 進協議会」との連携を一層強化し、官民一体となって移住・定住の取組を推進します。

■ 本道の優位性等の積極的な発信

- 豊かな水と森林、美しく豊かな自然環境、夏の冷涼な気候に加え、安全でおいしい食、住宅、 子育て、生活コスト等の暮らしやすさなどを発信するとともに、豊かな環境の維持に努めます。
- ・ 近年の田園回帰などの志向の高まりも踏まえ、地域に住むこと、地域に戻り暮らすことの良さ などを発信します。

■ 就業の促進

- ・ インターネットを活用した求人情報の提供や首都圏における合同企業説明会の開催など、U・ I ターン人材の誘致に取り組みます。
- 若者の就業支援を行うジョブカフェとの連携による企業や団体等とのマッチングを行います。

■ 若年層をターゲットとした体験移住の展開

・ 担い手不足が見込まれる一次産業や医療、福祉分野などの就業体験と生活を組み合わせた体験 移住を進めます。

■ 地域おこし協力隊制度の効果的な活用

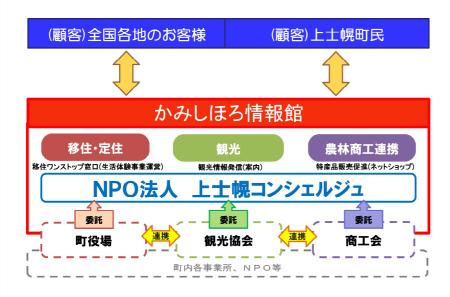
- ・ 地域おこし協力隊の定住化に向けた研修による人材育成などを行います。
- ・ 地域の活性化に向けて、協力隊制度の一層の効果的な活用について検討を行います。

■様々な主体が連携した移住・交流やまちづくりへの取組 ~ふるさと納税を活用した新たな展開~ (上士幌町)

十勝管内上士幌町では、町観光協会や商工会に加え、建設業協会や農協、NPO法人などとも連携し、にぎわいのあるまちづくりを目指して、移住・交流の取組やふるさと納税の活用など様々な活動を展開している。

ONPO法人「上士幌コンシェルジュ」

上士幌町では、建設業協会と連携して町内に建設したモデルハウスを北海道の生活を体験する「ちょっと暮らし施設」として運用するなど移住・定住促進のための取組が行われていたが、その活動を柱に、「人と地域をつなぐ上士幌の案内人」として 2010 年、町内建設業者などでNPO法人を設立。体験移住者の受入やガイド役、情報発信など広く移住・定住や観光、特産品に係る活動を行い、まちづくり全体へ寄与している。活動の一つとして、町の玄関口「情報館」を観光協会や商工会とともに運営し、観光客や地域住民の利用により、市街地に活気を生み出している。



〇ふるさと納税制度を活用し、都会との交流と人口減少を見据えたまちづくりを進める

生まれ故郷や応援したい自治体に寄付するふるさと納税。地元和牛の特産品贈呈やTV番組での紹介などを受け、上士幌町では全道一の寄付を集めている。町は、制度をきっかけにまちのファンをつくり、その縁を生かして町への訪問や移住につなげることを第一の目的としており、首都圏における納税者との交流イベントも新たに開催している。

また、全国的にも珍しい寄付金を財源とした「ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金」を創設し、スクールバスの購入や子育て世帯対象のサービス拡充など、町の将来を担う子供たちや子育て世帯への支援に向けた事業に活用。町では、人口減少を見据えたまちづくりを進め、寄付金が有効に活用されていることで町の応援団である納税者に応えていきたいとしている。

6 多様性を活かし、北海道らしい連携により地域を形づくる

[基本方向]

○ 地域において子どもを生み育て、住み続けていく上で、産業政策や医療・福祉などの行政サービスが 持続的に提供され、就業の場や生活・定住環境が確保されることが必要であり、そのため、横断的・総 合的な視点に立って、地域の多様な魅力づくりを進めるとともに、それぞれの地域の実情や特性に応じ て、自治体間の広域的な連携を推進します。

[政策目標]

※指標の設定について今後検討

(1) 多様な強みを持つ地域づくり

【これまでの取組】

- ・ 特性や特色に応じ地域に根ざした政策を推進するため、6つの連携地域ごとに「連携地域別政 策展開方針」を策定(H24.3月策定)・推進しており、方針の推進に当たっては、58の地域重点プロジェクトを総合的に推進しています。
- ・ また、地域との連携のもと、持続可能な活力ある地域づくりを展開するため、北海道地域振興 条例を制定(H26 改正)しており、地域資源を活かした地域活性化や地域課題の解決に向けた取組 への支援の充実、市町村職員との交流の促進、地域振興を担う人材の育成に取り組んでいます。

【課 題】

- ・ 市町村や地域の関係機関など地域の多様な主体と連携・協働して地域重点プロジェクト (58 本)を推進しており、プロジェクトの推進に当たっては、国や道などの様々な施策を効果的に組み合わせながら一体的に取り組み、安全、安心な農産物の魅力発信や、食産業立国の形成に向けた一次産品等のブランド化、地域資源を生かした広域観光ルートの形成などが図られましたが、一方、加速する人口減少や高齢化、一次産業の担い手不足、慢性的な医師不足など、地域は依然、厳しい状況にあることから、地域づくりの拠点である振興局の機能強化を図りながら、地域課題に即応した施策を効果的に推進する必要があります。
- ・ 道内において人口減少率が比較的低いと推計される自治体は、例えば、都市に隣接しながら雇用吸収力のある基幹産業が存在する、農業に加えて観光リゾートが雇用の場となっている、周辺地域の生活拠点として機能しながら、複数業種が雇用の受け皿となっているなど、生活環境や産業・雇用などにおいて多様な強みを有していることなどを踏まえ、複数の特徴や雇用の場を有する地域の魅力づくりを推進する必要があります。

【今後の取組の方向性】

■ 地域資源を活かした多様な強みを生み出す地域づくり

- ・ 各地域の多様な地域資源を活かし、一次産業プラス観光、ものづくり、教育、子育てなど、産業間連携や暮らしとの関わりといった横断的な視点で地域資源を活かし相乗的に強みを生み出す地域づくりを推進するため、多様な人材の確保・育成による人づくりに取り組みます。
- ・ 地域の特性に即した地域課題の解決と個性的な魅力あふれる取組、資源などを活かした地域お こしなどを振興局が中心となって積極的に支援します。

(2) 自治体の広域的な連携

【これまでの取組】

・ 広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会や地域主権型社会推進実務者会議などにおける 市町村の広域連携に対する助言・調整・情報提供や地域づくり総合交付金による調査・検討経費 への支援、広域連携派遣制度による道職員の派遣などを行っています。

【課題】

- ・ 道内では、広域連合や一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託といった地方自治法に基づく制度を活用し、ごみ処理や消防、介護区分認定審査、し尿処理の各分野で7割以上の市町村が共同処理を実施済であり、近年では、消費生活相談や旅券、電算システム、公平委員会、滞納整理などの分野で、それぞれの地域の実情に応じた広域的な連携の取組が推進されています。
- ・ 住民生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図ることを目的に推進されている定住自立圏構想について、中心市要件を満たす道内 19 市のうち 14 市が中心市宣言を行うなど、全国と比較しても積極的な推進が図られている状況にあります。
- ・ 人口減少下において、行政機能や医療・福祉、買い物など生活に必要なサービスを維持し、効率的に提供していくためには、各自治体の特性を活かしながら、適切な機能分担を図る広域連携を進める必要がありますが、小規模な自治体が多く、広域分散型の地域構造をもつ本道においては、こうした現状の制度では、道内全ての地域において多様な連携の取組を進めていくことは難しい状況にあります。
- ・ このため、定住自立圏構想などの国の広域的な連携制度については、本道の実情や特性を踏まえた制度となるよう、国に対して積極的に制度改正を提案するとともに、市町村が今後も多様な行政サービスを持続的に提供していくため、地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組が促進されるような仕組みづくりを進め、その上で、拠点都市に加え、中小規模の自治体を核とした連携、小規模自治体同士の連携など、多様な連携を重層的に全道に広げることで、北海道全体で機能分担とネットワーク化を進め、地域からの人口流出の抑制を図る必要があります。

【今後の取組の方向性】

■ 多様な連携制度の活用促進

- ・ 定住自立圏構想や地方中枢拠点都市圏構想など多様な広域連携手法を効果的に活用した地域づくりを進めます。
- ・ 定住自立圏構想などの国の広域的な連携制度が、より本道の実情や特性を踏まえた制度となる よう、国に対して積極的に制度の改正を提案していきます。

■ 北海道に適した広域連携のあり方の検討と活用促進

・ 市町村が地域の総合的な行政主体として、今後も多様な行政サービスを持続的に提供できるよう、地域の実情に応じた連携のあり方を検討し、地域づくりの拠点としての振興局の機能を一層発揮しながら地域の創意による取組が促進される仕組みづくりを進めます。

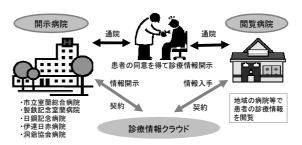
■道内市町村における広域連携の取組

〇医師・医療機関間連携システムの構築 (西胆振地域)

継続性のある適正な医療の提供を図るため、診断情報を医療機関間で共有する「医師・医療機関間連携システム」について、医師会等と連携しながら圏域内の医療機関の参加を促進し、地域におけるネットワークを構築。

現在 44 機関が参加しているほか、歯科医師会や薬剤師会等の利用拡大についても検討中。

圏域内では、各市町が連携して情報提供 や医療機関への周知等による参加促進を図 っている。



〇子育て支援体制の充実(上川中部地域)

仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気や仕事などの際に子どもを預かる会員制の相互援助活動である「こども緊急さぽねっと事業」を共同で実施することで、圏域住民が安心して子育てできる環境を整備。

地域の中心となる旭川市がNPO法人等へ委託し、地域の他町は旭川市へ応分の経費を負担。 自治体間の協力により、市内または町内にスタッフがいない場合などにおいても支援が可能と なり、安定した支援体制構築に寄与している。

〇 産婦人科医師の派遣(稚内市、礼文町)

離島にある礼文町では、産婦人科医師が配置されておらず、住民が産婦人科の検診・診療を受けようとする場合は、稚内市などの島外医療機関での受診を余儀なくされていた。

そのため、市立稚内病院と礼文町が産婦人科医師の派遣に関する協定を締結し、市立稚内病院が礼文町国民健康保険船泊診療所へ産婦人科医師を派遣することで、妊婦健診や婦人科検診、婦人科診療を実施。

平成 26 年 7 月から派遣が開始されたことで、月 1 回の妊婦一般検診や婦人科診療、子宮がん健診が島内で行われることとなったことから、島内での受診機会の増加により、婦人科に関する疾病などの早期発見・治療に繋がり、島内の医療環境が大きく改善された。

〇 フードバレーとかちの推進(十勝地域)

安全・安心で良質な食の安定供給や農業関連試験研究機関の集積など、十勝が開拓以来培ってきた地域特性を活かして、「農林水産業」や「食」を柱とした地域産業政策である「フードバレーとかち」をオール十勝で推進。

具体的には、「フードバレーとかち」を推進する協議会の設置・運営、基本方向や展開方策を定めた「推進プラン」の策定・推進、具体的な考え方や主な取組を例示する「戦略プラン」の策定・推進のほか、バイオマスを活用した産業施策の展開を目指す「十勝バイオマス産業都市構想」の策定・推進などを実施。



7 札幌圏への人口集中に対応する

[基本方向]

○ 本道の人口減少問題への対応に当たり、多くの人口を有する札幌市への人口集中と、それに伴う様々な課題への対策は欠かせないものであり、札幌市における出生率の向上や札幌の都市機能を活用した地域の産業振興、さらには、若年層の道外流出の抑制等について、札幌市との協議の場などを通じ、課題認識を共有し、取組を進めます。

【これまでの取組】

・ 急速に人口減少が進む中、道と札幌市が連携して、自然減と社会減への対応の両面から、本道とその人口の3分の1以上を占める札幌市の人口減少問題への対応を共に検討し、推進していくため、平成26年11月、道知事と札幌市長との行政懇談会で、設置について合意し、12月に立ち上げた協議・推進の場において継続的な協議を行っています。

【課 題】

- ・ 北海道の人口約551万人(H22国勢調査)のうち、札幌市は191万人と約35%を占めるとともに、平成25年の道内の人口移動については、札幌市を含む石狩管内のみが1万2千人の転入超過であり、他の振興局管内ではすべて転出超過となるなど、札幌への人口集中が進んでいます。
- ・ このような中、札幌市の合計出生率は 1.08 (H20~24) と、全国の 1.43 (H25)、全道の 1.28 (H25) を大きく下回っており、東京都区部を含む 11 大都市では下から 2 番目、全道市町村においても下から 3 番目に低い状況となっています。
- ・ また、平成 25 年一年間の本道の人口減少数約3万人のうち、自然減が約2万1千人、道内から首都圏など道外への転出超過数は約9千人となっていますが、振興局別では、札幌市を含む石狩管内からの転出超過数が約4千人と最も多くなっています。
- ・ このようなことから、札幌市における出生率の向上を図ること、札幌市の都市機能を活用して 地域産業を活性化し、地域からの人口流出の抑制につなげること、札幌市をはじめとして、若年 層を中心とした首都圏への流出の抑制機能を強化することについて、札幌市と道が連携して対応 していくことが必要です。

【今後の取組の方向性】

■ 札幌市における出生率の向上

・ 札幌市における出生率の向上を図るため、子育て世帯に適した住宅・住環境の整備や企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の検討、社会全体で子育てを応援する取組の推進などを通じ、子育て環境の充実強化を進めます。

■ 札幌市の都市機能を活用した地域の活性化

・ 大消費地であり、多様な産業が集積する札幌市と生産地との連携強化を促進し、札幌市の都市 機能を活用した地域の活性化を図ります。

■ 首都圏への人口流出の抑制

・ 札幌圏の大学や研究開発機能の集積を活かし、今後成長が期待できる健康・医療、バイオ系の 産業集積の促進などを通じ、地域の産業振興に貢献するとともに、理系人材の流出抑制を図りま す。

Ⅷ 道による率先行動

人口減少問題への対応に当たっては、道民の皆さんをはじめ、企業、団体、行政など多様な主体が、それぞれ自らの問題として取り組む必要があります。

このため、様々な対策を検討・推進し、1万3千人を超える職員を擁する道庁組織自らが、率先 した取組を進めることが重要です。

道においても、子育て支援対策として次世代育成支援対策推進法に基づく新たな行動計画を策定し、男性職員の積極的な育児参加の推進や子育て中の職員の弾力的な勤務形態の活用促進を図るなど、管理職員をはじめとした職員の意識改革や働き方の見直しにつながる取組を進めます。

子どもを持つ女性職員が先輩職員等に相談できるメンター制度の創設など、子育てと仕事が両立できる環境づくりを進めるとともに、「人事施策に関する基本方針」に基づき女性の積極的な登用や若者の活躍推進に取り組みます。

市町村等との連携を一層強め、これまで以上に地域の実情に応じた施策を効果的に展開し、様々な課題解決に取り組んでいくため、生まれ育った地域や過去に勤務経験のある地域など関わりの深い振興局への人事配置、地域づくり総合交付金や職員派遣などにおける振興局長の裁量の拡大など、地域づくりの拠点となる振興局の機能強化を図ります。

Ⅷ 推進に当たって

1 全庁横断的な推進体制

取組指針を効果的に推進するため、知事をトップとし、振興局も含めた全庁横断的な推進体制である「北海道人口減少問題対策本部」により、施策の総合調整を図ります。

2 市町村との連携・協働

取組の方向性を共有するとともに、地域の実情や特性に応じた施策を展開するため、振興局の機能強化を図りつつ、様々な協議の場を通じ、市町村との連携・協働を進めます。

また、札幌市への人口集中に伴う課題等について、札幌市と道との協議の場を通じ、その対応策を検討し、推進します。

3 民間との連携・協働

仕事と家庭の両立支援や地域全体での子育て環境の整備、雇用の場の創出など、民間との連携・協働が必要な課題も多いことから、事業者等がその事業活動を通じて本道の人口減少対策の推進に資するよう、この取組指針の普及啓発などを通じ、主体的な取組の促進を図ります。

4 国に対する提案等

国が平成26年12月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、その基本的な考え方として、「『東京一極集中』を是正する」「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」「地域の特性に即して地域課題を解決する」が掲げられていますが、特に、地方から首都圏への一極集中の是正や我が国全体の課題である出生率の向上を図る少子化対策については、国としての対応が不可欠であり、また、国においては、それぞれの地域の実情や特性に応じた取組の推進が図られる必要があることから、様々な機会を通じ、この取組指針に基づき、国に対して積極的に提案等を行います。

5 行財政運営の推進

人口減少や経済社会情勢の変化に対応した行財政運営システムの構築を進めます。